

第1章 給水工事申請

1 事前協議が必要な場合

ア 開発団地等の申請

土地分譲を目的とする直圧給水（他分岐給水装置）の申請の場合。

イ アパート・共同建物等の申請

直圧給水（多分岐給水装置）で賃貸を目的とするアパート・貸店舗等の申請の場合。

ウ 高所団地の申請

土地分譲を目的とし、受水槽設備を有する申請の場合。

エ 受水槽設備の申請

(ア) 受水槽容量計算書

(イ) 受水槽の設置届等

2 配水管布設負担工事

ア 給水申請において、配水管の新設又は改良工事が必要となる場合。

上水道課発注の配水管布設工事となり、給水開始までに一定の期間（最長6ヶ月）を要する。（他事業との占用協議物件等を除く）

イ 工事負担金の算定は、申請するメーター口径に相応する給水管口径により配水本管からの給水工事費を算出し、下記の割合で負担額を算出する。

※ 公道内埋設が原則であり、事前協議が必要

申請者負担割合

| | |
|------------|----|
| 0～50mまで | 3割 |
| 50～100mまで | 5割 |
| 100～200mまで | 7割 |
| 200m以上 | 全額 |

上記算定額を集計し、負担額となる

3 給水装置工事の審査・許可

給水装置工事の審査は、総社市給水条例及び諸規定に基づき設計及び現地調査等により審査し、適正と認められる場合は、工事承認となり、手数料等納入後に工事許可となる。

4 給水装置工事しゅん工による提出書類

給水装置工事がしゅん工した場合は、直ちに次に掲げる書類を添えて管理者に届けなければならない。

(1) 一般の給水装置工事の場合

ア 新設、改造（口径変更等）工事

(ア) 給水装置工事完工報告書

(イ) 水質確認書

(ウ) 屋外接続工事が伴う場合は、オフセット図及び工事写真帳（分岐立会・水圧テスト・残塩確認・メーターBOX内設置状況・配管状況等）

イ 撤去工事

(ア) 給水装置工事完工報告書

(イ) 屋外接続工事が伴う場合は、オフセット図及び工事写真帳（撤去前・撤去後等）

5 手数料及び負担金等の徴収

(1) 手数料（工事承認・しゅん工検査手数料・工事立会手数料）

手数料は、メーター口径又は給水管口径に応じ徴収する。

(2) 負担金等（分担金・工事負担金）

ア 分担金

配水管（市の管理に係るものを含む。）から分岐するとき、メーター口径に応じ徴収する。

イ 工事負担金（総社市給水条例施行規程 第3条の2）

配水管の新設又は改良を必要とするとき（配水管布設負担工事）。

6 給水装置工事申込みの取り下げ

給水装置工事を申込み、管理者の許可を得た後に、工事の取り下げをする場合は、給水装置工事申請者が取り下げ理由、受付年月日、受付番号を明記し、申請者及び指定工事業者が押印した取り下げ願いを管理者に提出しなければならない。

第2章 設計

1 給水管引込に関する適用基準

ア 給水管の引込口径

給水管の引込口径は、原則として配水管口径の5分の3以下の口径とする。ただし、 $\phi 40\text{mm}$ の給水管を分岐する場合は $\phi 50\text{mm}$ で分岐するものとし、 $\phi 40\text{mm}$ 以上の給水管を引き込む場合は申請前に当市と協議すること。

| 本管口径 | 分岐可能 | 要協議 | 分岐不可 |
|------------|--------------|------------|---------------|
| | ○ | △ | × |
| $\phi 25$ | $\phi 13$ 以下 | $\phi 20$ | $\phi 25$ 以上 |
| $\phi 40$ | $\phi 20$ 以下 | $\phi 25$ | $\phi 40$ 以上 |
| $\phi 50$ | $\phi 25$ 以下 | — | $\phi 40$ 以上 |
| $\phi 75$ | $\phi 40$ 以下 | $\phi 50$ | $\phi 75$ 以上 |
| $\phi 100$ | $\phi 50$ 以下 | $\phi 75$ | $\phi 100$ 以上 |
| $\phi 150$ | $\phi 75$ 以下 | $\phi 100$ | $\phi 150$ 以上 |

イ 給水管の口径における管種

原則、 $\phi 20\sim 40\text{mm}$ （ポリエチレンパイプ二層管）、 $\phi 50\sim 100\text{mm}$ （配水用ポリエチレン管）、 $\phi 150\text{mm}$ 以上（ダクタイル鋳鉄管及び配水用ポリエチレン管）とする。

2 給水栓の制限

給水管の口径に係る水栓数の標準は、表 2-2-4 により決定する。誓約書の提出があればこの限りではないが、上限を基準水栓数の 1.5 倍以内とする。

表 2-2-2 給水主管の受け持ち得る枝管数

| 管 枝 | 13mm | 20mm | 25mm | 40mm | 50mm | 75mm | 100mm |
|-------|------|-------|-------|---------|--------|------|-------|
| 13mm | 1 | | | | | | |
| 20mm | 2 | 1 | | | | | |
| 25mm | 4 | 2 | 1 | | | | |
| 40mm | 15 | 7+(1) | 3+(3) | 1 | | | |
| 50mm | 30 | 15 | 7+(2) | 2 | 1 | | |
| 75mm | 80 | 40 | 20 | 5+(5) | 2+(20) | 1 | |
| 100mm | 160 | 80 | 40 | 10+(10) | 5+(10) | 2 | 1 |

注：() 内数値はφ 13mmの枝管相当分を示す。

*アパートにおける散水栓は、タイマー等の利用がなく使用を散水栓のみに限定することで、数に含めなくても良い。

表 2-2-3 給水管の引込み延長

| 給水管の口径 | 引込み延長 |
|--------|-------|
| 13mm | 20m |
| 20mm | 50m |
| 25mm | 80m |
| 40mm | 140m |
| 50mm | 260m |
| 75mm | 520m |

表 2-2-4 水栓数の制限

| メーターの口径 | φ 13mm | φ 20mm | φ 25mm |
|---------|--------|--------|--------|
| 水栓数 | 6 栓以内 | 12 栓以内 | 24 栓以内 |